解散公告（第二回）

当組合は平成二十四年一月十六日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十四日

東京都江戸川区東葛西八丁目三一番三号
東葛西土地区画整理組合
代表清算人　篠原　肇夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十四日

仙台市若林区荒浜字南丁二八番地
農事組合法人荒浜農産
清算人　佐藤治三郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十四日

愛知県一宮市千秋町浅野羽根字ハシノミ二番地
一宮千秋園団地管理組合法人
清算人　田口　重朗

配当公告

秋田県秋田市将軍野桂町九番九号
破産者　中田　尚文

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十三年（フ）第三六八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二七八、三四二、八六九円

一、配当することのできる金額
金三、七二八、四〇四円

平成二十四年二月十四日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階
破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区国分町一丁目二番、最後の住所宮城県仙台市青葉区国分町一丁目二番五　一番町シティハウス一四〇一号
被相続人　亡　松本　弘樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一〇番一二号仙台マルセンビル四階新伝馬法律事務所
相続財産管理人　弁護士　皆川　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市牛島町一〇八番地、最後の住所秋田県潟上市天王字追分一〇一番地一一九
被相続人　亡　澤田　勇三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

秋田県秋田市山王六丁目一三番一五号
相続財産管理人　弁護士　三浦　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県上山市牧野九四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木村　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区本町二丁目八九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　星　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

福島県南相馬市原町区大町一丁目二五番地
相続財産管理人　弁護士　白鳥　剛臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩七丁目一三九四番地、最後の住所石川県金沢市神宮寺二丁目二三番地一〇号
被相続人　亡　川端千壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

石川県金沢市観音堂町ロ二三八番地
相続財産管理人　橋爪　信敏

第９期決算公告

平成24年2月14日
東京都文京区本郷二丁目3番7号お茶の水元町ビル
株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ内

赤坂インベストメンツ特定目的会社
取締役　木村　哲也

貸借対照表の要旨（平成23年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	10,087	流動負債	7,505
流動資産	390	固定負債	263
固定資産	9,696	負債合計	7,769
その他の資産	561	純資産の部	
流動資産	558	社員資本	2,879
固定資産	0	特定資本金	668
繰延資産	1	優先資本金	2,382
		剰余金	△170
		当期未処理損失	170
		純資産合計	2,879
資産合計	10,648	負債・純資産合計	10,648

損益計算書の要旨
（自　平成23年5月1日　至　平成23年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	247
営業費用	261
営業損失	13
営業外収益	0
経常損失	13
税引前当期純損失	13
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	13
前期繰越損失	156
当期未処理損失	170

第９期決算公告

平成24年2月14日
東京都文京区本郷二丁目3番7号お茶の水元町ビル
株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ内

虎ノ門インベストメンツ特定目的会社
取締役　中里　肇

貸借対照表の要旨（平成23年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	9,007	流動負債	9,101
固定資産	9,007	固定負債	113
その他の資産	765	負債合計	9,215
流動資産	763	純資産の部	
繰延資産	2	社員資本	558
		特定資本金	1,149
		優先資本金	2,862
		剰余金	△3,452
		当期未処理損失	3,452
		純資産合計	558
資産合計	9,773	負債・純資産合計	9,773

損益計算書の要旨
（自　平成23年5月1日　至　平成23年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	336
営業費用	561
営業損失	224
営業外収益	0
経常損失	224
特別損失	2,515
税引前当期純損失	2,740
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	2,740
前期繰越損失	712
当期未処理損失	3,452

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市加納鉄砲町一丁目三七番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　和田　護

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十四日

事務所静岡県浜松市中区早馬町二番地四井口ビル二階　浜松合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田代　博之